

# 令和元年度 山梨県農村環境保全向上対策検討委員会会議録

令和元年5月14日

1 日時 令和元年5月14日(火) 午後2時～3時30分

2 場所 恩賜林記念館 東会議室

3 出席者 12名

(委員) 今村委員、馬場委員、古屋委員、保坂委員、松田委員、渡辺委員  
(五十音順)

(事務局) 農政部：上野次長  
農村振興課：上野課長、丸山課長補佐、山本課長補佐、  
小牧副主幹、須藤技師

4 傍聴者の数 0人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) あいさつ
- (3) 議事
- (4) その他
- (5) 閉会

6 会議に付した事案の案件

- (1) 平成30年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況について
- (2) 中山間地域等直接支払制度(第4期対策)最終評価について

## 7 議事の概要

(座長) まず事務局から説明をし、その後、委員の方々の御意見を伺いたい。

それでは、(1)の「平成30年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況について」及び(2)の「中山間地域等直接支払制度(第4期対策)最終評価について」を一括して事務局より説明していただきたい。

事務局より説明していただきたい。

(事務局より説明) 資料1～3に基づき説明

(座長) 意見、質問はあるか。

(委員) 鳥獣等による被害が多くて困るとの意見が多いが、当制度での鳥獣害防止対策への支出金額はそれほど多くないがどうしてか？

(事務局) 当制度だけでは無く、他のハード事業等を使って大規模な柵などは設置している。それらの日常的なメンテナンスや小規模修繕などに当交付金が使われているので、金額が多くないとの印象になったと思われる。

(委員) 広域化を進めるとのことだが、どの地域も高齢化が進む中、広域化しても高齢化は変わらない。若返りが進まないと広域化も難しいのでは無いか。

(事務局) 中間年評価においても、小規模集落から取組をやめていくという傾向が見られることから、国も広域化を進めている。協定参加人数や協定面積がまとまっていれば、一人一人への負担は軽減される傾向はあり、高齢化等で取組が厳しい集落と、(それよりは)高齢化が進んでいない集落とが連携することで、取組が継続される率は高くなることから、広域化を進めている。

(座長) 本事業は、この事業だけではなく他の様々な施策の結節点と認識している。鳥獣害防止への取組についても、地域の人々の話し合いを踏まえ、他事業で整備した設備等を、少額かもしれないが本交付金で維持管理していく、そのような広がり基礎となる活動につながっている。

また広域化については、山梨県ではその地域性からか、集落ごとに独立して存在してきているという印象を持っている。他県では、高齢化により無住地区になるとの懸念があると、守るべきところを明確にし、境界線を作った上で、広域化により他地域の住民がその地域も守る、という取組もなされている。広域化は単に今あるものをネットワークでつなぐ、ということだけではなくて、次の新しい集落をつくって連携させるようなシステムを準備になる、そういう意図を含んでいると思っている。

「その地域を今後どうするか」ということは、地域内の人々が自ら決定し進めることが大切だが、広域化に関しては、行政など外からのアクションも必要。今までコミュニケーションをとっている関係性があれば、先ほどの境界線の話も受け入れやすいのでは無いかと思う。地域内部での話し合いに加え、多少の外部からの助言によって、広域化を進めていくことが大切。

(委員) 高齢化も進み、生産条件が不利な中山間地域への交付金制度は素晴らしいと思っている。しかし、事務処理が大変との意見が多いとのこと。やはり高齢になるとパソコンとかも使える人が少なく、役員になるのを尻込みする傾向があると思う。また、この制度を知らないという人もまだいると思うので、さらに制度の周知を徹底して理解していったら必要があると思う。

(座長) 事務処理の簡素化については、この委員会でも再三指摘しているところ。ただ、国はあまり応えてくれない。それでも継続的に指摘し続ける必要はある。

広域化すると加算金が増えるので、事務処理の外部委託等のために人件費を捻出することもできる。だが、これは本末転倒。この制度本来の目的である、条件立地のコスト低減、及び地域の人々のコミュニケーションを円滑にする、この目的を達成するために本当に必要な事務処理なのか、ということをもう一度考えていただきたい。

(事務局) 事務処理の削減については、県としても国には要望をしているが、交付金（公金）を最終的に個人に渡すという事業スキームの関係上、国曰く「必要最小限の事務処理」とのこと。座長の言うとおりの、そもそも中山間の条件不利地域において農業の継続、また農地をいかに保全するかということなのだから、結果として農業が継続されているか、農地が荒廃化しないか、農道や水路等保全されているかいないか、というところがしっかりと確認できれば良いのではないかとも思っている。国の方も来年度からの次期対策に備え、第3期対策から第4期対策への移行時にあったように「事務処理ができないので取組を辞める」といったことが無いよう、対応策を良く検討していただくよう、今日のご意見を踏まえて、国につなげるようにしていく。

(委員) 5年間の縛りが厳しいという話があったが、集落戦略を作れば要件緩和になるとのこと。ただ、山梨県は小規模面積の集落が多く、集落戦略策定による要件緩和措置を受けることができる15ha以上の面積で取り組んでいる集落は多くない。この15haの要件も見直して欲しい。

(事務局) 書類については、量と言うよりも、日常的にパソコンで書類作成等の事務をしていない高齢の農家の方々には書類に記入すること自体、不慣れで労力を要する作業となる。また毎年のように、要綱や要領の改正や様式の修正もあり、それらの細部を理解して書類を作って期限までに提出することは、負担になっていると思われる。さらに、限られた人員で多数の業務を担っている市町村の職員も全集落の書類チェックや現地確認に時間がかかり、そちらも負担が大きい。

集落戦略にしても、国の担当者からみれば簡単な書類かもしれないが、実際に農家の方々を作るとなると、現状の書類作成だけでも大変なのにそれ以上書類を作ることは相当の抵抗があるため、なかなか作成に至らないのが現状。

元々、この制度は中山間という平地よりも条件の悪い土地において農業生産活動を継続するためのコスト補填という意味合いのもの。ただ、基本的には水田農業をベースに設計されているため、山梨県のように果樹が多いところでは地域の実情にそぐわないところも出てくる。先ほど座長が言った結節点という意味として、集落協定を一つの集合体と捉え、地域の問題を解決するための方法を皆で話し合っていくためには非常に有効なものだと考えている。

(座長) 当制度に対して、一応の評価は得られているが、集落協定を一つの集合体として話し合いにより、様々な施策の結節点として、新しい担い手をどうやって取り込むか、基盤整備をどうするか、共同機械の導入をどうするか、など地域の活動を決めていくことが必要。

条件不利地の農村維持は国際的にみた戦略であり、水や空気などの自然（多面的機能）の維持は農村では当たり前だけれども、理解が低い。本交付金がバラまきのお金

という印象を都市部の人々が持っているとするればそれは間違い。

今ある政策メニューをパッケージという形で提案することができれば、一つの優良モデルになり得ると思われる。

(委員) 総合的な評価では多くの項目に丸があって評価しているが、効果等の欄では丸が少なくなっている。例えば、「新たな人材の受け入れや多様な組織との連携に対する意識が醸成された」だけ「新たな担い手の確保や受入」の欄には丸が入っていない。矛盾のようにも感じるが、一定の評価はしているが、効果はまだ出ていないということなのか。「意識が醸成」される過程における話し合いの結果、具体的な成果はまだだが、「今後の取組方針」などにその萌芽となるようなことが反映されていると良いと思う。

(座長) 話し合いなどによるコミュニケーションの結果「意識が醸成」され、それが次の一手にどうつながるのか、明らかになると良いかと思う。

平成12年の制度開始以来、現在の協定参加者の多くは20年間現状維持を続けてきた。次の一手を考え実行していくのは、次の世代になる。通常、世代交代は30年と言われているので、あと10年は移行期間であり、本制度の総合的な評価のためには、あと10年は継続した方が良いのではないかと。

(委員) 地域内でも山に近い(条件の悪い)エリアから耕作をやめていっている。周辺の農道が整備されたり、基盤整備したところもあり作業しやすくなっているが、気がつけば「太陽光発電設備」が入ったりしているのが現状。次世代へ周知が浸透しておらず、心に響いていないことが問題であると感じている。

(座長) 集落協定内に次の世代となる若い人がどれだけいるのか、は大きな問題だが、地域によっては親の世代のみが入っていて、若い世代が入っていない場合がある。若い人や女性が活躍できるような現場を作らなくてはならない。実態に即した単価設定や要件設定をすること、バラバラになっている施策をパッケージとして提

(事務局) 高齢化が進み若者が急激に減少していく中、それでも「地域を守る」意義みたいなものを、次世代に理解してもらうためにどうすれば良いか考える必要がある。また、5年間続けることへの不安から交付金を受けなくても農地の保全に努めている地域もある。せっかく、大多数の人が良い制度だと思っているのに、実際には活用出来ていないのはもったいない。5年縛りや田畑の単価差など、条件が緩和されて多くの集落が参加できるよう要望し続ける。

(座長) 本制度は、行政と現場がコミュニケーションをとることができている点が大変素晴らしい。国の言ったことをそのまま聞くだけでは無く、集落や市町村が事務処理等で悲鳴を上げるような制度であってはならない。地方の裁量の比率を高くするべき。この制度の本来の趣旨(「条件不利地において農業生産活動を継続するための支援策である」)を再確認するべきだと思う。

(委員) 田と畑で条件が違うことも分かるが、例えば高齢化が進んでいるとか担い手が減少しているということは共通の問題であるため、田畑の要件については、傾斜条件や、畑の単価の引き上げ等、見直しをつなげて欲しい。

(座長) 見直しを国へ要望していくこととする。

(委員) 国の既存制度として、本制度を有効に活用すべきである。例えば、広域化に取り組み、集落戦略を作ることによって、加算措置も受けられて、取組の継続と中山間地域の農地が守られるのであれば、もっと県や市町村などの行政が集落等へ介入することも必要。

(座長) 国から地方への予算配分を増やすと言われながらも、実際には減らされているので、県は色々な制度を使って、自分たちのフリーハンドを増やすような試みというのを考えても良いと思う。

(座長) これで本日用意した議事が全て終了した。

議事進行にご協力いただき感謝する。

本日、委員の皆様から出された意見を反映させて最終評価にまとめていただきたい。

※ (4) その他 は非公開